

国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例

(目 的)

第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定に基づく住民基本台帳の閲覧等について必要な事項を定めることにより、市民の個人情報の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、法の例による。

(1) 住民基本台帳の閲覧等の請求等 法第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求、法第11条の2第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出、法第12条第1項に規定する住民票の写し等の交付の請求、法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しの交付の請求その他規則で定める請求

(2) 市民 本市が備える住民基本台帳に現に記録されている者、本市が保存する消除された住民票に記載されている者又は本市が作成した戸籍の附票(全部が消除された戸籍の附票を含む。)に記載されている者

(閲覧の請求又は申出の手続等)

第3条 法第11条第1項の規定により住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求をしようとする者は、市長に同条第2項各号に定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。

2 法第11条の2第1項の規定により住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出をしようとする者は、市長に同条第2項各号に定める事項を記載した申出書を提出しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求又は申出をしようとする者は、当該閲覧の請求又は申出に関し規則で定める書類等を提出し、又は提示しなければならない。

4 法第11条の2第1項第3号に規定する市長が定めるものは、市長が特別の事情による活動として認めるものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ国立市情報公開条例(平成14年12月国立市条例第35号)第15条第1項に規定する国立市情報公開及び個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

(ストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の制限)

第4条 市長は、市民で次の各号に掲げる者から当該本人に係る住民基本台帳の閲覧等の請求等に対して拒否の申出があった場合において、当該申出者(以下「申出者」という。)及び申出者と同一世帯に属する者その他規則で定める

者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求等については、これを拒否することができる。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第7条第1項に規定するストーカー行為等の被害者であって、更に反復して同法第2条第1項に規定するつきまとい等をされるおそれがあるもの
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者であって、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に生命又は身体、財産その他の権利利益を著しく侵害されるおそれがあるもの

2 前項の申出は、やむを得ない理由により申出者本人が申し出ることができない場合には、代理人により行うことができる。

3 市長は、申出者又はその代理人により第1項の申出があった場合には、規則で定める方法により、申出者又はその代理人の本人確認を行うものとする。
(行政手続条例の適用除外)

第5条 この条例の規定により市長が行う処分については、国立市行政手続条例(平成7年3月国立市条例第3号)第2章の規定は、適用しない。

(委 任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成18年法律第74号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の規定は、施行日以後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧について適用し、施行日前になされた住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、なお従前の例による。